

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

JANUARY 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年1月の証券法、競争法、会社法に関連する主要なアップデートを取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

1. 証券法 (Securities laws)

1.1 Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2018

1.2 Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Alternative Investment Funds) Regulations, 2012

1.3 SEBI's framework for operationalizing Gold Exchange in India

1.4 Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Settlement Proceedings) Regulations, 2018

1.5 Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015

1.6 SEBI's consultation paper on ESG rating providers for securities markets.

2. 競争法 (Competition law)

2.1 Order passed by the CCI in: In Re: Cartelisation by Shipping Lines in the matter of provision of Maritime Motor Vehicle Transport Services to the Original Equipment Manufacturers.

3. 会社法 (Company Law)

3.1 Amendments to Section 403 of the Companies Act, 2013 and the Companies (Registration Offices and Fees) Rules, 2014.

1. 証券法 (SECURITIES LAW)

2022年1月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1. Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2018

1.1.1. インド証券取引委員会（以下「SEBI」）は、2022年1月14日付の通知により、2018年SEBI（Issue of Capital and Disclosure Requirements）規則（以下「ICDR規則」）を改正しました。

- 1.1.2. 改正により、発行会社が募集売出し（以下「**OFS**」）を行う際の、ICDR 規則第 6 条に規定の純資産基準、営業利益基準、その他基準を満たさない場合の一定の要件が追加で規定されました。売出しに関して、追加発行前の株式保有比率が 20%を超える株主は 50%、20%に満たない株主は 10%が上限となります。
- 1.1.3. 募集要項において、発行会社が将来のオーガニックな成長を目的の一つとして掲げているものの、買収や投資対象を特定していない場合、当該目的及び一般企業目的（以下「**GCP**」）に使用する金額は、調達金額の 35%を超えてはなりません。ただし、提案されている買収または戦略的投資対象が特定されており、適切な形で具体的開示が公開買付文書にて行われている場合には、当該制限は適用されません。
- 1.1.4. SEBI に登録された信用格付機関が発行者の調達資金の監視機関として活動することが認められ、一般企業目的の調達額を含め、調達額の 100%が利用されるまで継続するものとされました。従前は、一般企業目的の調達額は、当該監視機関の監視対象外でしたが、改正により対象となります。
- 1.1.5. アンカー投資家のロックイン期間に関して、2022 年 4 月 1 日以降に発行されるすべての銘柄につき、持株の 50%については 30 日間、残りの部分については 90 日間とされました。
- 1.1.6. Please click [here](#) to read the amendment notification.
- 1.2. **Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Alternative Investment Funds) Regulations, 2012**
 - 1.2.1. SEBI は、2022 年 1 月 24 日付の通知により、2012 年 SEBI (Alternative Investment Funds) 規則（以下「**AIF 規則**」）を改正し、Special Situation Funds（以下「**SSFs**」）の定義、適用性、登録手続き、投資規範等を規定した第 III-B 章を追加しました。
 - 1.2.2. SSFs は、カテゴリー I オルタナティブ投資ファンド（以下「**AIF**」）のサブカテゴリーとなり、目的に沿って特別状況資産に投資を行い、適格要件の遵守を前提に、2016 年破産倒産法の下決議申請者として行動することが可能となります。
 - 1.2.3. 申請者は、AIF 規則第 II 章の規定に従い、SSFs としての登録申請が可能となります。
 - 1.2.4. SSFs が投資可能な特別状況資産には、Master Direction - Reserve Bank of India (Transfer of Loan Exposures) Directions, 2021、および破産倒産法の下承認された再建計画の一部、インド準備銀行（以下「**RBI**」）、インド政府によるその他政策の観点から取得可能なストレスローンが含まれます。また、RBI に登録された資産再構築会社が発行する証券受取書、投資先企業の証券、SEBI が指定するその他の資産も含まれます。
 - 1.2.5. SSFs は、SSFs 以外の他の AIF からの投資を受け入れてはならないことも明確にされています。SEBI は、2022 年 1 月 27 日付の通達で、SSFs のスキームについては最低 10 億ルピーを基準値とすることが明らかにされており、SSFs に投資する投資家の最低投資額は 1 億ルピーですが、SSF

の従業員や取締役、SSFs のマネージャーの従業員や取締役である投資家は、2,500 万ルピーとなります。

1.2.6. Please click [here](#) and [here](#) to read the amendment notification and the SEBI circular respectively. Further, please click [here](#) to read our detailed coverage of this update.

1.3. SEBI's framework for operationalizing Gold Exchange in India

1.3.1. SEBI は、2022 年 1 月 10 日付の通達により、インドにおける金取引所の運用に関する枠組みを通知しました。金取引所/セグメントの取引商品は、1956 年証券契約（規制）法の下で「証券」として通知された「電子金受領証」（以下「EGR」）とされます。また、2021 年 12 月 31 日には、2021 年 SEBI（Vault Managers）規則を発行し、金取引所の運営を目的とした金庫管理者の登録と運営について規制しています。

1.3.2. EGR 取引を希望する証券取引所は、SEBI に申請し、金取引所/セグメントでの取引承認を受けることができます。EGR の取引は 3 段階に分けられます。第 1 段階として、SEBI に登録された保管場所管理者による現物の金の EGR への変換が含まれるものとします。EGR への変換に伴い、証券取引所は第 2 段階で EGR の継続的な取引を許可します。その後、第 3 段階において、保管場所管理者は EGR を現物の金に戻し、EGR の消滅に関する必要な通知をすべての関係者に提供することが求められます。

1.3.3. 保管庫からの金の引き出しに関連するコストを下げるため、EGR は代替可能とされ、全国の保管庫管理者間での相互運用が許可されています。金取引の範囲を拡大するために、既存のすべての保管場所管理会社の支店は、「集金および/または引き出しセンター」としての運営が許可されます。

1.3.4. 清算機関は、EGR の受益者が保管庫から金を引き出す際に必要とする場合、金の純度を確認するための鑑定機関を任命し、これに係る手数料は受益者が負担するものとします。

1.3.5. Please click [here](#) to read the SEBI circular.

1.4. Amendment to the Securities and Exchange Board of India（Settlement Proceedings） Regulations, 2018

1.4.1. SEBI は、2022 年 1 月 14 日付の通知により、決済手続に関する規範の合理化を意図して、2018 年インド証券取引所（決済手続）規則（以下「**決済規則**」）を改正しました。本改正は、公示日から施行されています。

1.4.2. 2021 年 9 月、SEBI は決済規則の合理化とさらなる調和を図るための協議プロセスを開始していましたが、2021 年 12 月 28 日に開催された SEBI の理事会において、改正案が承認されました。

- 1.4.3. 改正通達により、和解申請が可能な期間が短縮されました。以前の規制の枠組みでは、和解の申請は理由通知を受け取ってから 60 日以内に行うことができ、120 日間の延長が可能でした。改正により、和解申請は 60 日以内においてのみ可能となり、延長は認められなくなりました。
- 1.4.4. 修正和解条項書の提出期間も、従来の 10 日+20 日から 15 日に合理化されました。また、和解申請の却下事由に、和解の前提条件が満たされていない場合が追加されました。
- 1.4.5. Please click [here](#) to read the amendment notification.
- 1.5. **Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015**
- 1.5.1. SEBI は、2022 年 1 月 24 日付の通知により、2015 年インド証券取引所（上場義務及び開示要件）規則（以下「**LODR 規則**」）を改正し、通知公表日から発効されています。
- 1.5.2. SEBI は、2021 年 1 月 27 日に「上場企業の株主総会にて常勤取締役/常務取締役を選任されなかった者の選任/再任に関する規定の導入」に関するコンサルテーションペーパーを発表していました。コンサルテーションペーパーでは、上場企業の株主総会で選任/再任が否決されたマネージング・ディレクター（以下「**MD**」）/常勤取締役（以下「**WTD**」）の選任について、より厳格な要件を定めています。SEBI は、2021 年 12 月 28 日付の取締役会において、コンサルテーションペーパーに基づく提案に一定の修正を加えた上で承認しました。
- 1.5.3. LODR 規則において、上場企業は、取締役を任命する場合、次回の株主総会もしくは任命から 3 ヶ月以内のいずれか早い日において株主承認を得ることが求められていますが、今回の改正により、当該規定の対象が管理職の任命にまで拡大されました。
- 1.5.4. 株主総会での選任が否決された者は、株主の事前承認がある場合に限り、MD、WTD やマネージャーを含む任命または再任が可能となります。当該要件は、コンサルテーションペーパーにおいては MD および WTD に関してのみ提案されていましたが、改正案では、会社のすべての取締役および管理職まで範囲が拡大されています。
- 1.5.5. 改正案では、任命または再任を推薦する指名報酬委員会および取締役会による詳細な説明およびその正当性について、株主総会の招集通知に添付しなければならない、と規定されています。
- 1.5.6. Please click [here](#) to read the amendment notification.
- 1.6. **SEBI's consultation paper on ESG rating providers for securities markets**
- 1.6.1. SEBI は、2022 年 1 月 24 日、環境・社会・ガバナンス（以下「**ESG**」）格付けプロバイダー（以下「**ERP**」）の合理化と規制のためのコンサルテーションペーパーを発行しました。
- 1.6.2. コンサルテーションペーパーでは、格付けを標準化し、混乱を避けるため、SEBI に登録された認定者のみが ESG 格付けの提供が許可されることについて提案されています。SEBI の認定主体には、

最低 1 億ルピーの純資産基準を満たす格付けプロバイダーや、SEBI 登録のリーサーアナリストが含まれる可能性があります。なお、上場企業に関しては、ESG 格付けは認定 ERP のみから受けることができます。

- 1.6.3. コンサルテーションペーパーでは、ERP は、製品とドメインとの接点を具体的に記述する必要がある、とされています。例えば、カーボンリスク格付けは、ESG 格付けとは呼ばない、等です。また、ERP は、(a) ESG インパクト格付、(b) ESG 企業リスク格付又は ESG 金融リスク格付、(c) その他の ESG 関連格付、の内少なくとも 1 つ以上を提供する必要があり、これらは適切にラベリングされることが求められます。
- 1.6.4. SEBI は、ERP が提供する商品に関して、適切な用語を使用し、評価尺度や ESG 評価報告書をウェブサイトで開示することを提案しています。また、認定 ERP は、ESG 評価尺度の適用において一貫性を保持する必要があります。
- 1.6.5. すべての ERP は、格付けを付与するのに十分な資格と知識を有するメンバーで構成される専門の格付委員会を保持すべきことも明らかにされています。また、加入者負担のビジネスモデルに従うべきことも提案されています。
- 1.6.6. 証券市場の ESG 格付プロバイダーに関するコンサルテーションペーパーについて、パブリックコメントを募集しています。
- 1.6.7. Please click [here](#) to read the consultation paper.

2. 競争法 (COMPETITION LAW)

2022 年 1 月の競争法関連の主なアップデートは、次の通りです。

- 2.1. **Order passed by the CCI in: In Re: Cartelisation by Shipping Lines in the matter of provision of Maritime Motor Vehicle Transport Services to the Original Equipment Manufacturers**
 - 2.1.1. インド競争委員会 (以下「CCI」) は、日本郵船株式会社 (以下「**NYK Line**」)、川崎汽船株式会社 (以下「**K-Line**」)、株式会社商船三井 (以下「**MOL**」)、日産専用船株式会社 (以下「**NMCC**」) の 4 社に対する最終命令を下しました。NYK Line、MOL、NMCC の 3 社については、軽い罰則とされました。
 - 2.1.2. 詳細調査の結果、CCI は、自動車相手先商標製品製造会社 (以下「**OEMs**」) に対する貿易ルートにおける海上自動車輸送サービスの提供上カルテルを結んでいたとして、ペナルティを課しました。互いの競争を避け、他の輸送会社の OEM との取引を保護することを意味する「尊重ルール」の実施を目的とした合意が 4 社間に存在していたことが調査にて確認されました。

- 2.1.3. CCI は、当該ルールの下、各社が運賃を含む商業上の機密情報を互いに共有していたことが確認されています。両社が運賃などの商業的機密情報を共有し、市場ポジションを維持するため、特定の OEM からの値下げに抵抗し、価格を維持していたことも確認しました。
- 2.1.4. CCI は、2009 年から 2012 年の間にカルテルを結んだと判断し、排除措置命令を出しました。また、K-Line に対して 2 億 4,000 万ルピー、MOL と NMCC に対して 1 億 100 万ルピー、2 億 8,600 万ルピーを、それぞれ制裁金として課しました。
- 2.1.5. Please click [here](#) to read the CCI order.

3. 会社法 (COMPANY LAW)

2022 年 1 月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

- 3.1. **Amendments to Section 403 of the Companies Act, 2013 and Companies (Registration Offices and Fees) Rules, 2014**
- 3.1.1. インド企業省 (以下「MCA」) は、2022 年 1 月 11 日付の 2 つの通達により、2013 年会社法に規定される書類及び情報の提出、提出又は登録を 2 回以上怠った場合に滞納者が支払うべき追加料金を改正しました。
- 3.1.2. 2022 年 1 月 11 日付の最初の通知により、2020 年会社法 (改正) により導入された 403 条の改正が施行されました。改正前の第 403 条は、2 回以上の出願不履行が発生した場合、1 回目の出願不履行に対して定められた追加手数料の 2 倍に満たない高い追加手数料を支払うことで出願を行うことができると規定されていました。今回の改正により、高額の手数料の下限が撤廃され、2014 年会社 (登記所及び手数料) 規則に定める通りの支払が必要となります。
- 3.1.3. 2020 年会社法改正に伴う通達により、2 回以上の債務不履行の場合の追加手数料が設定されました。
- 3.1.4. Please click [here](#) and [here](#) to read the notifications introduced by the MCA.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in